

重要事項説明書

(ケアハウス楓林花の里)

ケアハウス入居にあたって、ご確認いただく事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人英楽会
法人所在地	名古屋市緑区大高町字上蝮池10番地
代表者氏名	理事長 田辺 宏章
電話番号	052-625-0294

2 ご利用施設

施設の名称	ケアハウス楓林花の里
施設の所在地	名古屋市緑区大高町字上蝮池10番地
施設長名	松尾 太郎
電話番号	052-625-0294

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		愛知県知事の事業者指定		利用定数	
		指定年月日	指定番号		
施設	特別養護老人ホーム	R2.4.1	2371400165	84人	(従来型)
		R2.4.1	2371403128	67人	(ユニット型)
居宅	通所介護	R7.1.1	2371400355	40人	(介護予防含む)
	短期入所生活介護	R2.4.1	2371400165	16人	(介護予防含む)
居宅介護支援事業		R2.4.1	2371400074		

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	ケアハウスが居宅であることを踏まえて、高齢者の特性に配慮した住み良い住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく心豊かに生活できるよう相談及び援助、食事の提供、余暇活動の援助を行います。
施設運営の方針	プライバシーの尊重・自立への支援・健康管理・介護予防の啓発

5 施設の概要

敷地	6, 110. 35 m ²	
建物	構造	鉄筋コンクリート造5階建（耐火建築）
	延べ床面積	8, 334. 94 m ²
	利用定員	20名

(1) 居室

居室の種類	室数	総面積	1室あたり面積
個室 (単身用)	(20)室	472. 72 m ²	23.64 m ²

(2) 主な設備

設備の種類	数	総面積	1室あたり面積
食堂	1室	42.12 m ²	42.12 m ²
職員室	1室	41.55 m ²	41.55 m ²
洗濯室	2室	5.40 m ²	2.70 m ²

6 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数	区分				常勤換算 後の人員	事業者の 指定基準	保有資格
		常勤		非常勤				
		専 従	兼 務	専 従	兼 務			
施設長	1	1				1	社会福祉事業に2年以上従事	
生活相談員	1	1				1	社会福祉士	
介護職員	2	2				2	介護福祉士他	
事務員	1	1						
調理業務は、給食業務委託業者が行います。調理は、給食業務委託業者の日本ゼネラルフード株式会社が当施設内厨房で行い、温冷配膳車にて4階食堂まで運搬し提供しております。								

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯（9：00～17：20）常勤で勤務	4週7休
生活相談員	早番（7：20～15：40）	4週7休
介護職員	日勤（9：00～17：20） 遅番（9：30～17：50）のいずれかに常勤で勤務	
事務員	正規の勤務時間帯（9：00～17：20）常勤で勤務	4週7休

8 施設サービスの概要

種 類	内 容
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> 当施設は、入所者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口) 生活相談員
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> 居室内のユニットバスは毎日入浴できます。 1階浴室は毎週水曜日午後1時～3時まで利用できます。
食 事	<ul style="list-style-type: none"> 栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 (食事時間) 朝食 午前7時20分～午前8時10分 昼食 午前11時50分～午後12時40分 夕食 午後5時40分～午後6時30分 <p>※衛生管理上、食べ残した物を持ち帰らないでください。</p>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に健康診断を行い、健康の保持に努めます。 また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。
夜間の管理体制	<ul style="list-style-type: none"> 夜間は当直職員・特別養護老人ホームの職員が対応します。
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> 当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 主な娯楽設備 カラオケ、映画鑑賞用スクリーン クラブ活動 主なレクリエーション行事 ※季節毎に事業計画書に基づき実施 行政機関に対する手続きが必要な場合には、入所者及びご家族の状況によっては、代わりに行います。
売 店	<ul style="list-style-type: none"> 移動売店(月に2回 木曜日)主に菓子類の販売
理髪・美容	<ul style="list-style-type: none"> 隔月1回(第1月曜日) (有)ひまわりの出張による理髪サービスを利用いただけます。

9 利用料

- ① 利用料は、生活費・事務費・管理費からなります。※詳細は別表1に定める
- ② 事務費は、入居者本人の前年の収入額によって算出されます。
- ③ 月の途中に入居の場合は、日割り計算となります。
- ④ 利用料のほか、居室における電気・水道・電話等の利用料は、使用した量に応じて負担していただきます。
- ⑤ 利用料は翌月の28日（銀行休業日の場合はその後営業日）に所定の銀行口座から自動引落させていただきます。
- ⑥ 利用料等は、それに関する法令の改正があったときに改定します。
- ⑦ 事業者は、入居者から利用料の支払いを受けたときは、領収書を発行します。
- ⑧ 入居時と入居後、事務費の負担額を算定するための資料として、収入証明が必要となりますので、毎年1月31日までに前年分の収入証明又はその写しを提出していただきます。医療費控除を受けるときは、受診した医療機関の領収書を提出していただきます。
※ 収入証明とは、前年分の年金額通知書、源泉徴収票、確定申告等の写しです。

10 苦情等申立先

当施設における苦情相談窓口	苦情受付担当者 林 史典 苦情解決責任者 松尾 太郎 ご利用時間 9:00～17:00（土日・祝日除く） ご利用方法 電話 052-625-0294 面接 要予約
第三者委員	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 福祉サービス苦情相談センター 名古屋市北区清水四丁目17-1 名古屋市総合社会福祉会館5階 電話 052-910-7976 FAX 052-910-7977
行政機関その他の苦情受付機関	名古屋市介護保険課 名古屋市東区東桜一丁目14番11号 DPスクエア東桜8階 電話 052-959-2592 FAX 052-959-4155

11 協力医療機関

医療機関の名称	名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院
所在地	名古屋市緑区潮見が丘1丁目77番地
電話番号	052-892-1331
診療科	内科、精神科、外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻科 放射線科、整形外科
入院設備	有

救急指定の有無	有
契約の概要	当施設の運営が円滑に行われるよう協力病院として老人福祉の向上に尽力することに同意します。

医療機関の名称	南生協病院
所在地	名古屋市緑区大高町字平子36番地
電話番号	052-625-0373
診療科	内科、外科、整形外科、小児科、産婦人科、眼科 脳神経外科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科 メンタルクリニック科
入院設備	有
救急指定の有無	有
契約の概要	当施設の運営が円滑に行われるよう協力病院として老人福祉の向上に尽力することに同意します。

1.2 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム楓林花の里消防計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	特別養護老人ホーム緑生苑と、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等 防災設備	別途定める「特別養護老人ホーム楓林花の里消防計画」にのっとり年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。			
	設備名称		設備名称	
	スプリンクラー	有	防火扉・シャッター	有
	非難階段	有	屋内消火栓	有
	自動火災報知機	有	非常通報装置	有
	誘導灯	有	漏電火災報知機	有
	ガス漏れ報知機	無	非常用電源	有
	カーテン・布団等は防煙性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日：令和5年10月24日 防火管理者：田島 祐樹			

1 3 虐待の防止のための措置

当施設は、虐待の発生又はその再発を予防するため、次の措置を講じます。

- (1) 当施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 当施設における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 当施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施します。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置します。

1 4 身体的拘束及びその他の行動の制限に関する措置

(1) 当施設は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束及び行動を制限する行為は行いません。

(2) 当施設は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合において、身体的拘束及び行動を制限する行為を行うに際しては、施設が別に定める「身体拘束廃止委員会」に規定する手続きにより行うとともに、常にその解除について努めます。